平成２３年（フ）第１００号
千葉県山武市埴谷537番地
債務者　蕨　　純子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９９号
静岡県熱海市渚町12番８号
債務者　阿部　恵造
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
静岡県伊豆市熊坂1257番地の199、前住所静岡県伊豆市牧之郷71番地の２
債務者　梅原　　円
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
静岡県沼津市大塚978番地　県営原団地Ｃ―302
債務者　森　　美則
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５３号
名古屋市千種区松軒２丁目９番17号　カーサ千種Ｂ204号
債務者　河田　裕輔
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３０８号
名古屋市中川区吉津４丁目2615番地　セントラルハイツ松下103号
債務者　村瀬　治代
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５７号
津市一身田中野753番地１　ハイツシモイＡ棟103号
債務者　河口光一郎
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４４号
福岡県行橋市南大橋６丁目８番22号　コーポコスモスＢ101号
債務者　宮本　隆義
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
北海道登別市新川町２丁目23番地７
債務者　浅野　和弘
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
山形県鶴岡市文下字村ノ内67番地
債務者　佐藤　加奈
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第９４号
福島県いわき市常磐湯本町八仙38番地　市営住宅１―27
債務者　氏田喜一郎
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２３３号
神奈川県愛甲郡愛川町中津120番地の20
債務者　竹内　光義
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２３４号
神奈川県愛甲郡愛川町中津120番地の20
債務者　竹内　美枝
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２５９号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目１番６―103号
債務者　荒木　信行
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２８０号
神奈川県中郡大磯町国府新宿222番地２　２棟234号
債務者　佐野　雄大
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２８７号
神奈川県小田原市中曽根330番地の１　レオパレス小野間Ⅱ203
債務者　吉田　耕司
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第９５号
愛知県稲沢市小池３丁目17番16号　ハビロＴＨ101
債務者　仙石　好平
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部